

朝霞市議会規則第 1 号

朝霞市議会傍聴規則の一部を改正する規則

朝霞市議会傍聴規則（昭和 5 0 年朝霞市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第 5 条第 1 号中「もの」を「物」に改め、同条第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

第 5 条第 5 号及び第 6 号を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第 1 号及び第 2 号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第 6 条第 1 号から第 6 号までを次のように改める。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食（体調管理のための水分補給の場合を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (5) 感染症に係る対策を講じている場合、その指示に従うこと。
- (6) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第 6 条第 7 号及び第 8 号を削る。

第 7 条の見出しを「（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）」に改め、

同条中「写真、映画等を撮影し、又は録音等」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改める。

第8条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。